

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年9月2日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和7年度石巻市中心市街地歩行者自転車通行量調査業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (4) 入札方法 制限付き一般競争入札

非参集型入札（入札前資格審査型）による。

- ① 契約金額は、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税（1円未満切捨て）を加算した金額とするので、入札書には消費税及び地方消費税を抜いた金額を記載すること。
- ② 本件は「非参集型入札」とする。（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本業務に参加できる者は、参加申込日において次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。

- ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、宮城県内に本店、支店又は営業所を有する者
- ② 「役務提供」競争入札参加資格承認簿に「資料収集整理」若しくは「各種調査研究」又は「その他の集計・調査」として交通量調査に係る業務の入札参加を希望していること。
- ③ 平成27年度以降に、対象業務の類似業務について国又は地方公共団体からの受託実績を有していること。

- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札前審査用一般競争入札参加申請書の提出	令和7年9月9日（火） 午後5時必着	産業部商工課 ※郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」によること。
審査結果の通知日	令和7年9月11日（木）	電子メール又はファクシミリにより通知
仕様書等の閲覧	令和7年9月2日（火）から 令和7年9月17日（水）まで	石巻市ホームページ 産業部商工課
仕様書等に対する質問の受付	令和7年9月2日（火）から 令和7年9月5日（金）まで	電子メール又はファクシミリにより提出のこと。
回答書の閲覧	令和7年9月9日（火）から 令和7年9月17日（水）まで	石巻市ホームページ 産業部商工課
入札書の提出期限	令和7年9月17日（水） 午後5時必着	産業部商工課 ※「一般書留」若しくは「簡易書留」で郵送、又は商工課窓口を持参すること。
入札日（開札日）	令和7年9月18日（木） 午前9時	

(注) 入札に参加する者は、自らの質問の有無にかかわらず、質問への回答を十分確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し、以下の書類を郵送により提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 平成27年度以降に類似業務の受託実績を有することを説明する調書（別様式1）
- (3) 類似業務の内容が確認できる契約書、仕様書等の写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札書の提出

- (1) 前記5の制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加資格を有していると認められた者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し、入札書（様式第1号）を中封筒に封かんした二重封筒で、郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）又は商工課窓口を持参することにより提出すること。
- (2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 入札書の日付は、入札日（開札日）とすること。

8 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

9 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ施行により行う。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札(修正可能な筆記用具の使用等)は、無効とする。

11 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対し電子メール又はファクシミリにより通知する。

12 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

13 その他

- (1) 落札者は、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税事業者又は免税事業者であるかの届出書を速やかに提出すること。
- (2) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 石巻市建設工事等競争入札参加心得(平成17年石巻市告示第189号)等関係法令遵守すること。

(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatokoroe190425.pdf>)

- (5) 詳細及び不明な点については、石巻市産業部商工課商工労働係に照会のこと。

電話：0225-95-1111 内線 3526 FAX：0225-96-1023

E-mail：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp